

參議院地方行政委員會會議錄第十一号

委員會會議錄第

かについては国警といろく協議され

か、請願と言いますか、国会側にして
おられるのと同様、私のほうにも感

で提案されて、根本法より早く移管が
されるといふ場合には、やはり

由意思によつて、その維持するかしないかということがすでに態度として決

定いたしております。ただその時期を繰上げるのでありますからして、自治体警察側といたしましては、これに対して何ら意見を申述べる必要はなからうと思ひます。従ひまして私どももいたしましては或いは一定の期間に町村の予算編成の場合において、又その治安維持に從事する警察官のいろ／＼な職務執行に際しまして、身分の不安というやうなものから来る執行上の支障というものを考えますれば、或いは時期を早く繰上げて頂いたほうが適當ではなからうかという事も考えております。ただ問題は、これは別に法律上の問題とか、そういう問題でないのでありまして、やはり全国的に自治体警察連合協議会というものが現在あり、而も自治体警察のいろ／＼な財政的或いは運営の面におきまして終始連絡をいたしまして、これを通じて、国家地方警察なり、その他の関係機関と常に密接な連絡をしておたわけでありまして、従ひまして法律的に自治体警察として自治体警察連合協議会のほうに或いは自治体警察公安委員会連合会のほうに正式の連絡の必要は勿論これはなからうかと考えております。併しなから将来いやくも国家治安機構として、国家地方警察、自治体警察という二本建のものが現存する際国家地方警察と自治体警察が常に有機的に又はその精神面におきましてもびつたり融合いたしまして、両者の緊密がなければ国内の治安維持というものは不可能だと思つております。かような点から考えまして、自治体警察連合協議会といたしましては、少くとも自治体に関する警察制度の変更の問題でありますか

ら、事前に事実問題として何らかの連絡があつたほうがこれはお互いに今後の治安維持を緊密な連絡の下に実行する、治安確保を実行する上において最も必要な要諦になると思ひます。ところが実際問題といたしましては私どもは正式に知つておりません。ただ情報としてそれ／＼の自治体警察から今度こういうことになつた、或いは県の自治体連合協議会或いは警察区の連合協議会から情報として我々は知つておるのであります。又新聞の記事として一応知つておるのであります。私どもは正式に何らそれに関しまして交渉を受けたこともございませぬし、連絡を受けたこともございませぬ。この点は私どもとしましては道義的な問題であります。決して自治体警察連合協議会にそれを連絡しなければならぬという義務は全然ございませぬ。併しながら治安確保をお互いに緊密になすべき意味においてはお互いに連絡して然るべきものではなからうかということでありまして、この点だけは連合会の意見として申し上げます。

○原虎一君 斎藤国警長官にお伺いしますが、これだけの町村自治体警察が若しこの法案が通過いたしますと、来年の一月から三月月間これに要する予算は都合つて、こういうふうな御答弁だつたようですが、一体それは国が負担すべき経費はどのくらいになるのでしょうか。この表によりますと、人員は、警察吏員が九百五十名でその他のものが二百二十七名、予算関係はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(柴田達夫君) 私からお答えいたします。前回次長から御答弁がございましたが、これらの町村が一月から三月まで正式の予算の増額なしにやつて参るといふ場合に要しますところの経費は、大体次のごとくであります。合計一千二百三十九人、これは警察官がそのうち大部分を占めるのでございまして、一千二百三十九人の人件費としまして、俸給、扶養手当、勤務地手当、この給手に当る額並びにこの人に伴うところの若干の旅費、庁費等の活動費、こういうものを合せて一月から三月までに約五千万円ばかりの所要額があると存じております。

○原虎一君 この五千万円の所要額というのは、この町村の現行の予算であるかどうか、この点をお伺いしたい。現行の給手、それで一切の費用をそのまゝ見積つたものであるかどうか。

○政府委員(柴田達夫君) 給手額の基は只今補正予算にお願ひしてございまして、ベースが改訂されるものとしまして、ベース改訂後の給手額によつております。

○原虎一君 そういたしますと、別に一月から国警に移したところで警察吏員の待遇というものは急に変化する、上昇するといふわけではないのです。ね。要するに三月一ぱいまでは、簡単に言いますれば、今の町村自治体警察と同様な待遇で行くと、そう解釈してよろしいのですか。

○政府委員(柴田達夫君) 全体としてはさうに御解釈をお願いいたします。個々の警察官といたしましては、その警察官の身分が国警に代るわけにございまして。その場合には、警察官が採用以來国警に勤務していたものといたしまして、現在受けてゐるであらうところの給手額といふことで人事院の承認を受けまして、一般的にこれは準則的に昨年以来承認を受けている方式があるのでございまして、それによりまして支払を受けることになりまして。全体といたしましては、大体町村の當時に受けておつたと同様の待遇を受けられるといふふうに御了解願つて差支えないと思ひます。

○原虎一君 経費約五千万円というのはどういふところから捻出されておるのですか。

○政府委員(柴田達夫君) これも前回次長から全体的にお話ございましたのであります。重ねて申し上げますと、国警といたしましては、六万五千人の警察官及び一般職員を定員をとつております。これにつきましての年々の減耗に對しまして減耗の補充をいたしておるのでございまして、御承知の通り募集、採用等におきましては、六カ月前に募集をいたしまして採用を決定いたしました。六カ月前の減耗をいたすことになつております。関係上、毎年生じますところの減耗に對しましてあらかじめ予測をたてて、これを募集するといふようなことからいたしまして、どうしても過員を生じませぬようにならうと、欠員をできるだけ生ぜしめなといふ方針をとつてございまして、なおかつ極く僅かのこれは厳密に申し上げますと、千分の七、幾つというやうな数になつておりますが、當時平均いたしまして、約五百人ばかりの欠員がある。この欠員の予算をこれに充當いたしました。本年の四月から十二月までの欠員分を合計いたしますと、約五、六千万の余剰額を生ずるかとも思ひます。その経費を財源とした

しまして、一、三月の間の大休人件費を中心とした経費を何とか賄つて行ける、かようなわけでありまして。

○委員(油井賢太郎君) ほかに御質問ございませぬか。別に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

○委員(油井賢太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。

○石村幸作君 討論前に暫時休憩、懇談したいと思ひます。

○委員(油井賢太郎君) 暫時休憩という申出がありますが、よろしうございませぬか。

○小笠原三男君 休憩もいいが、先ほど来理事会等である種の成案を得て、党としてお互いの立場で了承合つてゐることを又この段階になつてどうにかしようといふことなどでの休憩であれば、お互い委員会における委員同志の信義に悖ることなので執行して頂きたい。この期に及んで何をやるうとしておるか。事務的には、手続はつきりできてゐるはず。このことでは若しもうかういふ小さな法案で、他の一切の関係の法案についても円滑な審議はなつて行けない。大局的な立場に立つてです。お互いに折れ合つてある種の措置をしてゐるものを、尚又多数をかりて何とかしようといふやうなことであれば我々としては断乎反対します。

○岡本愛祐君 小笠原委員の説御尤もでございまして、理事会でどういふ話になつたのか、どういふことなのか、我々はわかつてゐない。だから休憩を

してそれを聞きたい。本会議に入つて
いたから我々は相談を受けていない。
だから理事会でどういうような御相談
ができたのか、どういう経緯であるの
か、私どもはすべて議員に一任した覚
意はない。ともかく相談を受けて頂
いて、それを我々は報告を受けて、そ
れから相談を又改めてここですとい
うこともあり得ますし、どうい
う経緯でどういふ相談ができたのかわ
かっている。ともかく休憩をして頂い
てよく聞いて賛成なら賛成する、こ
ういふことなんです。

○委員長(油井賢太郎君) ちよつと速
記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(油井賢太郎君) 速記を始め
て。それではこれより討論に入りま
す。御意見のおありのかたはそれ
賛否を明らかにしてお述べを願いま
す。なお修正意見がございましたら討
論中にお述べを願います。速記をとめ
て。

〔速記中止〕

○委員長(油井賢太郎君) 速記を始め
て。

○宮田重文君 只今提案になつており
ます町村の警察維持に関する責任転移
の時期の特例に関する法律案に對する
修正案を特に提案したいと思ひます。
この維持をしないことに決定した町村
のうち住民投票が非常に十二月に入つ
てから投票日があるというやうなこ
ろが数カ町村ありまして、如何にもそ
れはこの法案と何らかの形において便
乗して行くというやうな気持はないで
はありませんが、そういうことにも
考えられるやうな見方も出て来るわけ
でございます。それで現地においては

無論必要に迫られ、できるだけ早い機
会にこの責任転移の機会をそういふ住
民投票によつて結果づけられたところ
はしてもいいというお気持もあり
、我々としては、そういう気持は勿
論あるわけですが、併しそういうもの
に對してもなお慎重を期する面がない
ではない、こう考えられるので、取りあ
えず十月三十一日まで決定したもの
に對して適用するといふやうなことに
修正をいたしたい、そこで「昭和二十
七年五月二十一日から昭和二十七年十
二月二十日まで」を「昭和二十七年五
月二十一日から昭和二十七年十月三十
一日まで」に、「昭和二十七年十二月
二十日まで」に国家公安委員会を経て」
を「昭和二十七年十二月二十五日まで
に国家公安委員会を経て」に改める。
こういふやうな修正案を提案したので
あります。

○委員長(油井賢太郎君) 他に御発言
はございませんか。別に御意見もない
やうでございますから、討論は終局し
たものと認めて御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(油井賢太郎君) 御異議ない
ものと認めまして、それではこれより
採決に入ります。

町村の警察維持に関する責任転移の
時期の特例に関する法律案について採
決いたします。先ず討論中にありまし
た宮田君の修正案を議題に供します。
宮田君提出の修正案に賛成のかたの御
挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(油井賢太郎君) 多数であり
ます。よつて宮田君提出の修正案は可
決されました。

次に修正にかかると部分を除いて、衆
議院送付による法案全部を採決いたし
ます。衆議院送付の案に御賛成のかた
の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(油井賢太郎君) 多数であり
ます。よつて町村の警察維持に關する
責任転移の時期の特例に関する法律案
は多数を以て修正議決されました。

なお本会議における委員長の前頭報
告の内容は、本院規則第四十四条によつ
てあらかじめ多数意見者の承認を経な
ければならないことになつております
が、これは委員長において本法案の内
容、本委員会における質疑応答の要
旨、討論の要旨及び表決の結果を報告
することとして御承認を願うことに御
異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(油井賢太郎君) 御異議ない
と認めます。それから本院規則第七十
二条によりまして委員長が議院に提出
する報告書につき多数意見者の署名を
附することになつておりますから、本
案を可とせられますかたは順次御署名
を願います。

多数意見者署名

西郷吉之助 岡本 愛祐
石村 幸作 岩男 仁藏
宮田 重文 館 哲二
高橋進太郎

○委員長(油井賢太郎君) 御署名洩れ
はございませんか。御署名洩れはない
と認めます。暫次休憩いたします。
午前十一時五十三分休憩

午後二時八分開会

○委員長(油井賢太郎君) 午前中に引続
き委員会を開きます。

○岩本哲夫君 自治庁にお尋ねいたし
たいのでありますが、先の十三国会に
おいて修正可決された道府県税のうち
の入場税に關するところで学校及び社会
教育法、社会福祉事業法、その他更生
保護事業法等の諸団体及びこれらを後
援する団体が行う催物については当該
都道府県の認可を得てこれを免稅する
ことができるということに對する政令
が、先だつて各府県へ具體的なことが
流されたやうであります、その結果
各府県でその解釈についていろいろ
の解釈が表面にあつて、折角この条文を
修正した趣旨が活きる解釈をとる府県
と、そうでないという解釈がある府県
とがあつて、非常にややこしいので、
わからぬので、といふやうなことで、
當時この修正案は事實上衆議院から
先に提案いたしました、それ、
の政令において協議の結果衆議院先議
で通過したのであつて、これらの修正に
參照しておる我々といひましては、
当初の趣旨と或いは違つた解釈を自治
庁が勝手に持つて、その解釈の下に政
令が流されておるのではないかと、
異議を持つておるのではありませんが、要
するにこれらの諸団体が行う催物の中
には、映画、演劇、演芸、演奏、運動
競技、展覧会、その他が含まれると思
われておるのに、映画を含められてお
らないやの解釈をとる人も一部あるや
うであります、この際これについて明
らかに一つ考え方をとおしやつて頂き
たい。希望は、要するに我々が修正を
いたした希望点は演劇、演芸、演奏、
も、映画も、理論付けるところは同じ
催物である、映画だけが別に違つた催
物であるという解釈は成立しないか
ら、演劇、演芸、演奏等が催物として

入る以上は当然映画も含まれるべきで
ある、映画を切離した別の催しだとい
う、いわゆる催物解釈の中には、別に
離すことが困難だと見ておるので
あります。であるので、当然映画がそ
の催物、展覧会その他の催物の中に入
る、催物とは演劇、演芸、演奏、映
画、これはもう全部入る。若しこれが
アマチュアの映画なら入るといふので
あつたら、それはアマチュアとかプロ
とか言わなければならぬのであつ
て、アマチュアの映画なら入るので、
プロの映画は入らぬといふやうなこ
とが理論付けられるといふことは一つ
もないのであるから、当然私は展覧会
その他の催物の中に映画が入つてお
るものだという考え方で今日まで来てお
つたところが、あなたのほうの政令に
おいて兩様の解釈が起つてゐるとい
うので、中央の社会福祉事業関係のほう
に、各府県からばらばらの通知があつ
て私は初めて気が付いたのであります。
そういうやうなことはいけないから、
アマチュア映画は入るのだがプロ映
画は入らぬといふことも理論づけられ
ないので、催物の中には演劇、演奏が入
るならば当然映画も催物の中に入る。
映画だけの催物が別の催物といふの
は、これは別の催物の映画とか、この
種の催物の映画、こゝ言わなければな
らんのであるが、そういうことが明
確を欠いておる。要するに立法者の趣
旨は映画が入つておるといふことを前
提としての修正案でありますから、自
治庁においてもその解釈に立つて、一
つこの際この会で明らかに述べて頂き
たい、こゝ思うわけです。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今岩本委
員のお尋ねの点でございますが、立法

の御意図がどういふ辺に存したかといふことについて御趣旨はよくわかつたのでございしますが、ただ現行法の地方税法の七十八条第一項の、御指摘になりました「学生、生徒、児童又は当該催しに参加することを業としないう者が行つた演劇、演奏、運動競技」云々というこの表現でございしますが、これはやはりその頭にあります業としないう者といふことが主體になつて、従つて直接その舞台等に出て人が行つたといふふうな感覚から、恐らく演劇、演奏、運動競技といふ、演奏者がそこに必らずおる、演ずる者がおるようなものが、例示になつておると思つたのであります。入場税の中で実は一主體を占めますものは映画でありまして、八〇数分といふものはこれは映画でございすから、若しこの第一項の非課税の規定を設けます際に、さういふ直接演ずる人がそこに出ない映画といふようなものも非課税の中に含めるのだといふ趣旨であつたといふことになりますが、必ずや映画といふ入場税の中で最も主體を占めますものが一番例示の先に来る、何らかの表現がなかりやならない筋合いではないかと思つたのであります。これは当時の立案に關係いたしました事務当局の者などの見解をいろいろ質してみますといふと、やはり映画といふものを含めない趣旨であつたと、かように私も聞いておるのであります。第一項はさういふ趣旨であらうと思つたのでございしますが、前回の国会におきまして御修正になりました、第二項が附け加つて参りましたために、第二項におきましては業とする者が参加する場合であつても、かようになつて参りましたので、第一項を振

返つて如何ように解釈するかという問題がむずかしくなつて来たと思つたのであります。実はこの点に關しましては自治庁内部におきまして或いは關係の地方財政審議會その他の政府機關の間におきまして、目下慎重に考慮、研究中でございまして、いづれはつきりいたしましたことを御答弁申上げたいと存じますが、第一項の規定の趣旨は大體以上申上げたやうなことで從來運用されて来ておつたと思つたのでございまして、第二項の業とする者が参加する場合に如何ように解釈するか、映画といふものは業とする、業としないう者を分類いたしますと、まあ業としないう者といふのは風景的な映画或いは文化映画くらいしかないわけにございすから、さういふ分け方を一體と得るものかどうか。御指摘のやうにさういふ分け方をおかしいといふお考えもあると思ひます。その辺のところ実は政府におきましても更に慎重に研究をいたして結論を出したいと思つておりますが、岩木委員の御見解のほどは只今拜聴いたしまして、それらの点も参考にいたしまして研究いたしたいと思つております。

○岩木哲夫君 私の見解をも参考として善処を含む研究が遂げられることの意味を聞きましてから、よい結果を待つわけでありまして、重ねて私が申添えておきたいことは、映画といふものは個人演劇を画面に集約したものであつて、例えば連鎖劇のごとき場合は映画とその当人も出て来る、こゝいつた場合もあり得るので、さういつた連鎖劇といふ表現はない。併しながら場合によつては将来連鎖劇といふものはあり得るかも知れない。昔はよくあつたわけ、個人の演劇を画面に集約したものが映画である。而も通常一時間一万円ならこれは実費主義に六千円で貸されて、そして映画に出た俳優が前後挨拶するといふたのも、挨拶の演技をするとか或いは音楽を奏するとか或いは歌謡曲を歌うといふた場合などは、これはやはり全体的な興行である。さういふ角度から見まして、業とする者が行つた催物を認めるという意見から見て、展覧会その他の催物に私は映画は包摂されておるものといふ強い解釈を持つておりますので、こゝで今議論をしても仕方ないかわかりませんが、よろしくその当時立法立案者は今鈴木次長はさういふ入つておらない趣旨だと思つておりましたか、さうでない。私はこの委員会の議事録を見てもわかりますように、必ずこの発言は映画、演劇といふ言葉を使つております。でありますから、その当時の立法立案者は私たち衆議院側と協調してこの案を出す場合においては必ずその意図を含んでおると私たちはさういふやうに解釈しておるのでありますから、その辺をよくして頂きたい。若し違ふといふのであるならばこれは一つミス・プリント的な解釈による修正案を出さなければならぬ。決して意図に外された、ミスしたといふことの解釈をとらざるを得ない。さういふ無敵な手数をかけて又議論することもおかしと思つたのでありますので、特に私は附け加えておきたいと思つたのは、結局各府県の条例がその通り、私の発言にありました通り一年二、三回くらいな限度で催すのが希望であるといふことで、これが普通の企業の映画興行者に

は何ら影響がないといふことは、もう一つは、観覧層が映画を見に行く場合には、現在例えば浅草へ映画を見に行くための目的を持つて行く映画観覧層と違ふ意味は、恐らくP・T・Aとか、社会福祉事業団が事前にそれぞれの団体とか家庭に割付けたに切符を売るので、切符があるのを止むを得ず慈善興行だから見に行くといふので、一般の見に行くといふ映画欲望者の観覧層とは違つておるから、而も年二回乃至三回を条件としておる、さういふ意図などから見て一般企業方面に私は殆んど影響がない。而もこれがために非常に気の毒な社会福祉事業、児童福祉法及び学校の科学設備或いは学校給食の補助にもしたい、当時それが申してあつて、これがために利益金を以てどんなやん飲み廻るとか又金を懐に入れてとか、さういふ意図でないものでありますから、やはり大きな目的の政治性を一つ広義に、善意に解釈して頂いて是非これは入れるやうな御指導といふますか、さういふ工合に善処ある協議を進めて頂きたいといふことを特にお願ひしまして、首を長くして待つております。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今特に強い御意見の、御要望の開陳がございまして、十分御意見を拜聴し、慎重に審議いたしたいと存じておりますが、ただ一点立法關係者の点に触れました前回の発言は、この第二項の第十三国会の御修正の際のことを申したのでございませぬので、第一項の際のことについて申したのでございします。それからなお入場税をかような場合に取るか、取らないかといふことと、いわゆる業者と申しますか、興行業者との間の一つの均衡といふ問題も實際の問題としてはあらうかと存じますので、それらの点も私どもいたしましては十分研究いたしたいと、かように考えておりますが、全体の御趣旨につきましては十分慎重に考慮いたして行きたいと思つております。

○石村幸作君 この機会に自治庁当局にお伺ひしたいのでありますが、去る十三回国会における地方税法の一部改正に伴ひまして、百四十四条の二の三項、即ち国際観光ホテル整備法の規定によつて登録を受けたホテル又は旅館における外客の飲食及び宿泊については来る来年の一月から遊興飲食税を免除されることとなつたのであります。が、その実施の細目については総理府令で定められることになつていたのであります。その総理府令がすでに先般公布された由で、それによりますと、右の外客については出入国管理令第四條第一項各号に掲げた者で、その本邦在留期間が百八十日以内である者のうち観光を主たる目的とする者及び寄港地上陸又は通過、上陸する者に限るといふことになつておるようでありまして、そこでこの総理府令のうち次の二点について当局の御意見を伺ひたいと思つておきたいと思つたのであります。

第一は在留期間が百八十日以内となつてゐる点でありまして、出入国管理令によりますと、旅券面において外客に許可された在留期間は、例えばバイヤーについては一律に三年となつております。又學術の研究といふやうな旅行者に対しては一律に一年といふことになつておるのであります。けれども、これは単に旅券の面での最大の在

留期間を定めたのに過ぎないのでありまして、これらの者でも或いは三ヶ月或いは半年で帰国する者も勿論少くないのでありまして、従つてこうした者でも実際の在留期間が百八十日以内の者は当然ここに言う外客の中に含めるべきものと考えられるのであります。即ちここで言う百八十日以内とは実際の在留期間を意味すると解釈するのが当然と考えられる。

次に第二は観光を主たる目的とする者の解釈であります。我が国に来訪する外客を見ますと、旅行面の用務は或いは貿易或いは芸術乃至學術上の研究というふうなことになるつておりまして、その殆んどすべては我が国の観光を兼ねてゐるのが実情なのであります。従つてこれらの者も当然本税の免除対象のうちに加えるものと考えるのであります。若し厳密に旅券面に記載された用務のみを根拠としてパイヤーや學術研究のための来訪者を除外するならば、同じ登録ホテルに宿泊した者であつても、一方の者は遊興飲食税を免除されるにもかかわらず、他方の者は本税の軽減を受けられないといつたような矛盾を生ずる結果となるのであります。かくては多くの外客に不快の念を与える虞れが多分にあるのみでなく、場合によりましてはそのホテルなり旅館なりが非常な疑惑の目を以て見られる。折角外客誘引の上の隘路を打開し、本邦を訪れる外客の日本観光意欲を大いにそそろけようという立法の精神が全く失われて、却つて対日感情の悪化を招くような好ましくない事態を生ずることとなるのであります。又特に出入国管理令第四條第一項各号に掲げる者で、というのは同条同

項各号に列記してあります即ち投資だとか、貿易、観光、學術、芸術、音楽、宗教、まあこういうふうなあらゆる種類の用務の者を指差すことになりまして、従つてそれらの人々の中で観光を主として日本国内を旅行する者が即ちここに言う観光を主たる目的とする者、ということに解釈するのが至当ではないかと考えるのであります。

このように見て来ますと、我々としては地方税改正の根本精神に則つて、国際観光ホテル整備法によつて登録を受けたホテル又は旅館を利用する外客については、実際の在留期間が百八十日以内で且つ実際に観光を主として本邦内を旅行する者に對しては、ここに言う観光を主たる目的とする者と見なし、本税の免除措置をすべきものである、こんなふうな解釈によつてと思ふのであります。以上の在留期間の点と、この主たる目的の二点について将来疑義がないように、又この文面ではつきり見れば疑義がないようであるけれども、疑義が生ずる虞れもあるように考えられるので、この際明確にしておく必要があると思つてお伺いする次第であります。

○政府委員(後藤博君) 只今の御質問に對してお答えいたします。第一点の百八十日以内の解釈の問題であります。出入国管理令を見ますと、在留期間の最高限を個々の人についてきめようになつております。従いましめて、例えばパイヤーでありますも三年以内にはなつておりますが、三年以内のパイヤーもあるということになるのでございませう。旅券の上で六ヶ月以内の期限の者は勿論入るわけでありまして、ただ一年の期限の者で、例えば六ヶ月

で帰る場合も私はあると思ふのであります。従つてそういう者はやはり含めていいのではないかと、こういう考えを現在持つております。具體的に一体どういふふうにして指導したらいいかという問題があるものであります。その辺までいつてもいいのじやないかという気がするのであります。それから第二の点は観光を主目的とするというのは、私は反對に明らかに観光を主目的としないうる者は入らないと、こういうふうな反對のほうを強く、明らかに反對の観光でないということがわかるような場合以外は大體観光と見てよいのではないかと、そういうように實際運営するものが実情に合つてゐるのじやないかと、こういうふうな考へておる次第であります。

○石村幸作君 大體解釈が立法の趣に當つた私どもの解釈によく納得できるよふに思ふのであります。ただもう一つ念を押しておきたいことは、先ほど申し上げたのであります。この観光を主たる目的とするものに御説明にもお話しみのような言葉がたつたが、總理府令の細目に、「出入国管理令第四條第一項各号に掲げた者で」としてあるもので、これはさつき申し上げたやうに一項から十六にまで互つていろいろ種別が書いてある。その中に観光客といふものもある。ただ観光客だけを、法的にはつきり明確な意味で観光客といふだけだつたら、この各号に掲げた者云々は要らないので、特にここに各号に掲げた、いわゆる列記してある、いろいろの種別を目的としたことを列挙してあるその人たちが、国内を歩くとき観光を主としたというのがいわゆるこの観光を主たる目的とする者、と

いうように今の御答弁がやはり聞えますが、そういう意味で解釈していいと思ひますが、如何ですか。

○政府委員(後藤博君) 私はこの条文は観光客のみに限つておるのではなくても、もつと広い意味にだろうと思つております。それから観光を主たる目的とするというのは外見的に非常に捕捉が困難だろうと思ひます。従つて外見的に見ましては観光を主たる目的としないうる者を除くというよふな解釈のほうに至当であるのじやないか、こういうふうな解釈しております。

○石村幸作君 よく納得できました。

○委員長(油井賢太郎君) これでよろしいと思ひますか。

○委員長(油井賢太郎君) では引き続き平衡交付金の一部改正等、平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案につき資料も出ておりますから、御質疑がありましたら御質疑をお願いしたいと思います。暫時休憩します。

午後二時三十分休憩

午後二時四十一分開会

○委員長(油井賢太郎君) 休憩前に引き続き開会いたします。資料につき自治庁から説明をするということでありますから。

○説明員(奥野誠亮君) 昭和二十七年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案には単位費用の改正部分だけを盛込んでおるわけですが、その単位費用はどうして算出されておるかということだけを御了解願つておいたほうがいいのじやないかと思ふのであります。お手許に単位費用算

定要領というガリ版刷を配付しておりますので、それについて申し上げておきたいと思ひます。前の国会でも同様の問題がありましたので、十分御承知かと思ふのでありますけれども、朗読程度に簡単に説明して頂きたいと思ひます。単位費用は、道府県又は市町村ごとに標準的条件を備へた地方団体が、合理的且つ妥當な水準において地方行政を行う場合又は標準的施設を維持する場合、その標準的施設と言いますのは、学校などにつきまして標準的な学校を維持する場合などがその例であります。その場合における経費の所要額から補助金、負担金、手数料、使用料、分担金等のいわゆる特定財源の額を控除した額の測定単位当りの費用を基礎として算定する。即ち標準的な団体で特定の行政を行ひましたためにどれだけ経費がかかるか、その経費から特定財源を控除いたしますと地方税と地方財政平衡交付金とで賄われるべき経費の額が出て参るわけでありまして、この一般財源所要額を人口でありますとか、生徒数でありますとかいふ測定単位の數値で除して算定いたしましたものが単位費用であります。従いまして逆にこの単位費用に測定単位の數値、人口とか生徒数とかいふものを乗じますと、その行政における一般財源所要額が算出されて参るということであります。

二、各行政項目ごとに想定する標準団体又は標準施設は、おおむね左に掲げる条件を考慮して決定する。一つは、測定単位の數値は原則として全国平均に近いものとする。例えば府県の行政につきまして人口を測定単位としております場合は、平均的なところは

百七十万でありましたので、百七十万人の府県を想定してあるわけでありました。又は測定単位の内容をなすものの種類により単位当り費用に差のあるもので、そのうち一種類を基礎とすることを適当とするものについては、それぞれについて標準的なものを定める。例えば高等学校の経費は生徒数で算定しておりますが、高等学校の生徒には普通科の課程もあれば、工業科の課程、農業科の課程、いろいろございしますが、一応普通科の課程の生徒一人当たり幾らかかるかというふうな考え方で算定してあるわけでございます。

二番目は人口密度は、道府県にあつては二百人以上、市町村にあつては百五十人以上とする。

三、市町村の標準団体は原則として市とし、道府県又は市町村の行政機能が市町村の種類により、差違のあるものについては、そのうちの一種類により、給年差については、一級地又は二級地による。同じように例えは、市町村の衛生費を考えます場合でも、鼠族昆虫駆除のような仕事につきましても、人口一万三千以上の町村では町村みずから実施しているものであります。一万三千未満の町村では、そういうものは実施していないわけでありまして、従つてそれらの地域においては、県が実施しているわけでありまして、そういうような差違のあるものにつきましても、やはり標準的な団体においてそれをこなしているか行なっていないかという点で決定をいたしまして、行なっていないところは、それだけ数値を削減にしようという補正を行う、補正係数を乗することによつて実体に

合せるようなやり方をしているわけでありました。

四番目は寒冷度又は積雪度により、特に経費所要額の増額を必要としない地域とする。反面寒冷度、積雪度の激しいところは数値を補正いたしましたし、経費を割高にみるというふうなやり方をしているわけでありました。

五番目は、測定単位の内容をなすものの種類により、単位当り費用に差のあるもので、(一)の後段によらないものは、それらの測定単位の平均的構成のものとする。例えば徴税費は、税額を占めていくわけでありまして、この税額千円当り幾らかかるかという場合に、法人事業税でありますとか、遊興飲食税でありますとかいうようなものによつて徴税費のかかり具合は違つておりますけれども、標準団体におけるそれらの税目ごとの収入の構成がどうなつていくかという点を平均的な構成を基礎にして徴税費を算出するというふうなやり方をしているわけでありました。

三、が当該行政項目につき、これに含まれる行政事務の内容を検討し、その性質により細目に区分する。この場合行政事務の範囲は、法令に根拠のあるものと否とを問はず、広くこれを網羅するが、全額国庫負担による事務、全国には数件しか該当のないようないわゆる普通の普遍的でない事務又は当該地方団体の特殊性に基づく事務等、普通交付金の算定基礎に含まれることが適当でない事務については、これを除外する。

四、各行政項目の細目又は細節ごとに、標準団体又は標準施設における合理的、且つ妥当な水準における行政費

を算定する。合理的、且つ、妥当な水準を具体的に決定する方法は、行政の種類により、多岐に亘るが、一般的には、現在予測される地方財源の総体の規模を基礎として、おおむね左に掲げるところによるものとする。やはりあくまでも収入に見合つた税額でありますので、地方財源の総体というものが当初単位費用を決定いたします際には基礎になつて参つたわけでありました。

(一)が行政の範囲が比較的広況で、測定単位とするもの以外の施設その他の行政対象で、各種細目行政の全部又は一部と密接な関連があり、これらの経費算定の指標となるものについて、全国平均的規模等を参考として、できる限りその規模を具体的に規定する。全国的には平均的な規模を参考にしているわけでありました。

(二)番目は既定の法令又は具体的な行政指導命令のあるものは、各省から通達等で保健所の規模としてはこういう程度が適当であるというふうなやり方、又は社会福祉主事はこういう程度に設置しなければならない、こういうふうな例のありまするものは、できるだけこれを参照し、或いは実績を調査し、職員の作業能率、その他を考慮して合理化する等の操作を加え、各行政の細目、細節ごとに職員の配置、構成、事務の分量、程度等を定めているわけでありました。

(三)が各行政項目又は細節ごとに、前号によつて決定した職員数、事務の分量、施設の規模により、人件費、物件費、施設の償却費等の一切の所要経費を算定する。各経費の算定要領は、左の通りであり、この場合経費の単価を共通にすべきものについては、政府予算

の例等を参考として定めた別表統一単価表によるものとする。別表に職員の給与の単価は、どういう金額を基礎にしたのであるか、議会の議員の報酬はどういう単価を基礎にしたかというところを記載してあるわけでありました。

その(1)として人件費は本俸のほかそこに掲げてありますようなものを含めまして、それ／＼統一単価表に記載したところによつて算定しております。

(2)番目は物件費は、備品費、消耗品費、印刷製本費等につきまして職員一人当りの単価を定めておりますので、それに従つて計上することを原則にしているわけでありました。

(3)が土木工作物、建物、その他の施設等投資的経費については、原則として償却費を計上することとし、施設ごとに取得価格を計算し、これから、残存価格一割を控除したものを耐用年数で除して所要額とする。例えば自動車は何台あるか、消防費などにつきましては、それを算定することが必要であります。消防自動車一台を買いますと十年なら十年使える。一台百五十万円といたしますと、一割の十五万円を控除いたしまして、差額の百三十五万円が十年間に必要な経費だから、これを十で除しまして一年自動車一台当たり十三万五千円という額を算入する、こういう計算の仕方をしているわけでありました。

五番目が各行政項目の細目又は細節ごとの行政費からその事務に伴う国庫

支出金、使用料、手数料、分担金、負担金その他これらに類するいわゆる特定財源の収入額を算定の上、これを控除して一般財源所要額を算出し、当該行政項目に含まれるすべての細目又は細節の一般財源所要額の合算額を以て当該行政項目を一般財源所要額とする。特定財源の収入額はおおむね左の要領によるものとする。

国庫支出金については、補助率又は負担率の定めがあるものは、標準予算における歳出額に對し、その補助率又は負担率により国庫支出金があるものと算定する。

大体前述の補助率と補助率によつて算定した額とは合致するわけなんですけれども、必ずしもすべて合致しているとは限らないのであります。その場合にはやはり補助率で定められまして計算のしかたをとつていくわけでありました。使用料、手数料、その他の収入は、地方公共団体手数料令、その他の法令に金額の定めがあるものはそれに従ひ、その他は行政規模を考慮し、実績等を参照して定める。

六、各行政項目ごとに算定した一般財源所要額を当該標準団体又は標準施設に属する測定単位の数値で除して当該行政項目の単位費用とする。この場合において同一の経費を二以上の測定単位で測定することとされているものについては、当該測定単位と当該行政項目に要する経費との相関関係の割合により、標準団体又は標準施設の一般財源所要額を分割し、その額をおおむねの測定単位の数値で除してそれ／＼の測定単位の単位費用とする。例えば府県の土木費の中でその他の土木費とい

う項目がございます。その他の土木費については、土木関係に共通した職員に要する経費でありますとか、或いは土木事務所に要する経費でありますとか、或いは又建築行政に要する経費でありますとか、或いは河川砂防に要する経費とかいようなものをこの項目で測定することになっているわけでありまして、ところが測定単位は人口と面積でございます。面積で測定しようとしておられますのは、河川砂防に要する経費でありまして、その他の部分は人口で測定しようとしているわけでありまして、こういう場合に面積にどれだけのウェイトを持つて行くかということ、全体の経費の中で河川砂防に要する経費をどの程度に見ているかというところから決定いたしましたして、それだけの額を面積なり、人口なりによつて除して算定するという方法をとつて

お基準財政収入額が大きいいわけでありまして、平衡交付金を東京や大阪に交付するようない状況にはならないわけでありまして、従いましてこれらの団体の基準財政需要額が相当増え参ります。しかも只今のところでは平衡交付金の額には何らの関係を持たないわけでありまして、交付団体につきましては基準財政需要額が増額になりましただけ、平衡交付金が原則として増額になつて行くということになるわけでありまして、

道路については、道路の面積を測定単位にして交付団体では二億三千八百八十四万八千四百五十六円、交付団体でも若干増えまして二億四千四百六十五万四千五百五十六円、これが府県分の道路費の単位費用を改正する結果、基準財政需要額に影響して参ります数字であります。

橋梁費の欄は、これは給手改訂が行われるからといって直ちに橋梁費が増額になるわけのものではありません。従つて増額になつておられないわけでありまして、以下すべて同じような考え方に基きまして計算をしていくわけでありまして、

次に右側に内容改訂分というのがございます。内容改訂分のところ、数字の変わつておりますのは、下の産業経済費の三の水産行政費、水産業の従業者数を以て測定いたしましたして、交付団体で七千三百五十九万六千四百五十六円、これに補完の二のところに書いてありますように、水産行政費の内、内容改訂分は漁業調整委員会選挙費及び選挙人名簿調整費を見込んだものであ

ります。その他の行政費の欄で若干減がとつておりますが、その内容改訂分の減は、漁業調整委員会選挙人名簿調整費を「水産行政」に移し替えたことによるものである。即ち選挙人名簿調整費は従来からも地方団体の負担であつたわけでありまして、それをその他の行政費で算定することにしておつたのであります。その他の行政費では測定単位が人口であります。漁業調整委員会選挙人名簿の調整費は水産業の従業者のいないようなところでは経費を必要としないわけでありまして、

ここで測定するよりは、水産の従業者で測定したほうがよろしいと考えますのでそのほうに移し替えたわけでありまして、それと漁業調整委員会の選挙費は、従来は委託費で国から経費を交付されておつたわけでありましたが、今年度から金額地方負担に参りましたので、この欄で基準財政需要額を算定して行くこととしていくわけでありまして、二頁目には市町村分を置いてあるわけでありまして、市町村分のところにも内容改訂分として、真中頃に三の教育費、四のその他の教育費、人口が測定する分は交付団体が八億三千五百二十四万九千九百一十四円、合わせまして、十億八千四百四十四万四千四百五十六円、これに市町村ごとに教育委員会が設置されることになりまして、教育委員会設置に要する経費をその他の教育費の中に算入することにした結果であります。

それから下のほうの七のその他の行政費のうち、その他の諸費で交付団体が二億九千九百七十六万八千四百、不交付団体が八千二百二十四円、合計いたしまして三億八千七百九十二万四千四百五十六円、教育委員会の選挙が二年に一遍ずつ行われることになるわけでありまして、而もこれらどの団体でも常に同じ時期に行われるわけじやございせん、将来やばり時期も食い違つて来るだろうと思ひますので、選挙費は毎年の額に引直して算入することに他の部分についても行なつておきますので、教育委員会の委員の選挙につきましても二年に一遍行なはれますので、所要経費の二分の一を算入するという方式をとつていくわけでありまして、従いまして大体市町村の教育委員会の選挙費について市町村で必要な経費はこれの倍額の入債円足らずのものであるということにお考え頂ければよろしいわけでありまして、そういたしますと、交付団体で府県分が百二十一億八千七百四十四万四千四百五十六円、市町村分が六十二億六千四百四十四万四千四百五十六円、合わせまして百八十四億八千九百八十八万八千九百一十四円、今回予算に計上されておりますので、今回予算に計上され

ておりますので、今回予算に計上され通交付金で間に合うだろうというふう

に考えているわけでありまして、次に地方財政平衡交付金の一部を改正する法律案に關する資料といたしまして、やはり二枚紙で算定方法を改正した場合の試算表を出しておりますので、それを御覧頂きたいと思ひます。

右側から三番目のところに今申し上げた大要は、見出しが各地方団体に交付すべき普通交付金の額の算定方法の改正に關する試算表という二枚紙であります。試算表の中で、按分方針が変つた場合にどのように地方団体間に

増減するかという金額を示しているわけでありまして、

なお法律案の算式を書いてありますのは、非常にわかりにくいというふう

に承つておきますので、ちよつとそのことを簡単に御説明しておきたいと思ひます。当該地方団体の財源不足額マイナス当該地方団体の基準財政需要額にCの金額をかける算式であります。

下から二行目のところに財源不足額の合算額マイナス普通交付金の総額と書いてありますが、要するに各地方団体の財源不足額を合計した参ります。超えまして普通交付金の総額を超える。超えなければならぬわけでありまして、この圧縮をしなければならぬ額を各団体の財源不足額から控除するわけであり

ますが、どのように各地方団体の財源不足額から控除するかといひますと、総額をそれらの団体の基準財政需要額に按分して控除するわけであり

ます。即ち一番下の行に基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体の基準財政需要額の合算額と書いてあります。この関係地方団体の基準財政需要額の合計額で以ちまして当該地方団体の基準財政需要額を割つた率を圧縮すべき額に乘するわけでありまして、言ひ換へれば、圧縮すべき額を各団体の基準財政需要額に按分比例で割り付けている結果になつていくわけであり

ます。それを財源不足額から控除いたしまして、普通交付金の総額に合致させるといふふうにしてあるわけであり

ます。以上で、御説明は終了いたします。なお只今申し上げておりました資料が

お手許にあるようでございますので申

上げますと、北海道では現行よりも改正案で行つたほうが三千万円余り増加するといふわけでありませう。青森も同様、要するに従来基準財政需要額の割合からいふと、財源不足額が大きく出たおつた、そういう団体は財源不足額が多かつたものの中から財源不足に按分で減額されておつた額が多かつたわけでありませう。今度は基準財政需要額に按分して減額するわけでありませうので、そういう団体の按分額は現行法よりは少くなるといふ結果を来たすわけなんでありませう。その結果貧弱団体が比較的有利になるということになるのであります。この結果減額になりませう。

次に二頁目に五大市の関係を書いてありますが、五大市はやはり大体全体的に財源不足額そのものが少いわけでありませうので、従来圧縮されておつたものは少かつたのでありますが、改正案によりましてそれだけ減ぜられる額が多くなりまして、別に不利を受けるわけでありませう。府県、市、町村といふふうには考へて参りますと、大体普通交付金が府県に二、市町村にいくらかの割合で府県に相当多く行つたわけでありませうから、その按分方針の改正では府県が若干有利になる、市が不利になる、町村が大同小異といふことになつて来るわけでありませう。

○委員長(油井賢太郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

○中田吉雄君 ちよつとお尋ねをしますが、今御説明を受けたもので、財源不足額の府県と大都市のはわかつたが、市町村は合計すると財源は幾らですか。

○説明員(奥野誠亮君) 只今申上げた按分方針の改正による結果の移動の問題でありませう。

○中田吉雄君 各地方団体に交付すべき普通交付金の額の算定方法の改正に関する試算表というやつですね。

○説明員(奥野誠亮君) わかりませう。

○中田吉雄君 それの都道府県分と五大市のやつはわかつたんですが、市町村の財源不足が合計すればわかる。

○説明員(奥野誠亮君) 府県で一番下に書いてありますように、三億九千万円ほど殖えて来るわけでありませう。それから大都市では一億円ほど減額になつて来るわけでありませう。他の部分が大体市から減額になるものだといふふうには考へて頂きたいと思ひます。これも若干増減があるわけでありませうが、一律的な計算の仕方をしていしますと、そういう結果になつて来るわけでありませう。町村は数千万円あるかも知れませう。大体大同小異であるといふふうには考へて頂きたいと思ひます。

○中田吉雄君 それはわかりませう。この表の三番目に財源不足額Cとあるのです。これで三角で百十六億四千七百五十七万四千円ですか、これが財源不足額ですか。

○岡本愛祐君 今の頂いた表で減すべき額とあります。Dですね、Aかける細かい数字は何をとるといふ意味で

すか、〇、〇一五九四、〇六〇七一六三といふのは。

○説明員(奥野誠亮君) 現在財源不足額が普通交付金の総額に合つていませうんで、大体九七%前後になつていふわけでありませう。仮決定の結果は今度交付金が増額になるわけでありませうけれども、その差額までに見分けることができませうので、恐らく三%くらいの不足額がでて来るだらうと思ひます。

○岡本愛祐君 それを基準財政需要額の総額で除した率がこの率であります。

○岡本愛祐君 そうするとその九七%云々といふのは、この普通交付金の原稿の下に書いてあるCかける〇、九六七七、これです。それはわかりませうが、今言つた減すべき額のAかけるといふその非常に細かい数字です。それは要するに按配するために逆算したものに過ぎませうか。

○説明員(奥野誠亮君) 二頁目の註の一番最後のところに書いてあるわけですが、その細かい率は二千四百億円で、財源不足額の総額千八百八十八億円から普通交付金の額となりませう千五百五十億円を差引いたものを割つた率であります。これはいづれも仮決定のときの数字を基礎にしておるわけでありませう。千八百八十八億円といふものは普通交付金総額の千五百五十九億円の九七%にしかならないわけでありませう。

要するにこれだけの差額の三十数億円で割つた率が御指摘の率でございませう。

○岡本愛祐君 そうするとこの法律案のほうの標式、これですか。

○説明員(奥野誠亮君) そうです。

○岡本愛祐君 そうするとこれは乗けるのはどれに乘けるのですか。割つたのは当該数値をどの基準財政需要額に乘けるのですか。

○説明員(奥野誠亮君) その通りであります。

○岡本愛祐君 それを不足額から引くと、こういうわけですか。

○説明員(奥野誠亮君) 仰せの通りであります。

○岡本愛祐君 それがこつちうふうになる、こつちうわけですね。

○委員長(油井賢太郎君) では本日はこの程度で散会いたします。

午後三時十二分散会

円を割つた率が御指摘の率でございませう。

○岡本愛祐君 そうするとこの法律案のほうの標式、これですか。

○説明員(奥野誠亮君) そうです。

○岡本愛祐君 そうするとこれは乗けるのはどれに乘けるのですか。割つたのは当該数値をどの基準財政需要額に乘けるのですか。

○説明員(奥野誠亮君) その通りであります。

○岡本愛祐君 それを不足額から引くと、こういうわけですか。

○説明員(奥野誠亮君) 仰せの通りであります。

○岡本愛祐君 それがこつちうふうになる、こつちうわけですね。

○委員長(油井賢太郎君) では本日はこの程度で散会いたします。

午後三時十二分散会